

広報



ごじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話(018876) 代 2100番
印刷所 湖東印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日15日発行

人口と世帯

世帯数 3,960 世帯
人口 17,456 人
内訳 { 男 8,402 人
女 9,054 人

住民登録簿 (50年9月末日現在)
転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。



五城目町公民館では、十月十日体育の日、野島の森でオリエンテーリングをおこなった。
当日は、老人クラブの会員と、小中学生のグループ十六チームの参加で森の中は賑わった。
誰でも楽しめるスポーツ

このオリエンテーリングというスポーツは、地図と磁石を用いて森の中にもうけてあるいくつかの地点(チェックポイントともいう)をさがしあて、ゴールインをする競技で、地図の読み方磁石の使い方を知れば小学生から老人まで、歩ける人なら誰でも出来るスポーツである。

寒さにめげず
十日は県内の高い山々に初冠雪があるなど、きわめて不順な天候であったが、一分おきにスタートする各チームは、マスターマップからコースのチェックポイントを写し、思い思いのコースを急いだ。全く反対をまわるチーム、途中で速子になり再スタートするチームなど、それぞれチームの性格があらわれておもしろい競技中に散策をたのしむ
延長六キロメートルにもおよぶ野島の森の遊歩道は、オリエン

オリエンテーリングで体育の日をたのしむ

▼当日の成績
一般の部

- 一位 四十一分三十五秒 木岡竹治、勝田勝太郎 チーム
- 二位 一時間六分 小玉孫右エ門チーム
- 三位 一時間一分十秒 原田賢治郎 チーム
- ・子どもの部
- 一位 三十九分七秒 小林 舞祭 チーム
- 二位 三十九分二十五秒 島井 光彦 チーム
- 三位 三十九分五十六秒 山本 誠悦 チーム
- 四位 四十一分二十八秒 宮崎 博之 チーム

テーリングには格好の場所、老人クラブのみなさんは、競技も競技だが、そここに旗を出しているのこを発見しては歓声をあげ、森の中を散策する過程をたのしんでいた。

体力づくりに格好のスポーツ
体力づくりに歩くことが非常に効果のあることは、広く知られている。このスポーツは歩くことが主体なので、もっと広い層に浸透させ、楽しみながら自然を観察し、知らず知らずのうちに体力の向上に役立てたいものである。



子に従いて

新畑町 渡辺 勝子



五歳 目転
勤と決 秋田か
らはず 秋田か
スで一

時間余りの隣町、主人にだけ引越してもいい、私は時々掃除洗濯に通うことにして家財道具を二つにわけた。ところが、この町を一回りした子供が「ボクお父さんとここに居る」と言い出した。友達がいらないから、幼稚園が変わるからと色々言い聞かせたが頭として聞かなかった。

泣く子と地頭には勝てぬとか。たまたま夏休み中のももあってそのまま住みついて、今は子供が楽しそうに保育園に通う姿を見てこちらに来て本当良かったと思っている。広い土地にゆったりした建物、子供達は何とんのこと送り迎えする父兄のもの伸びびとおだやかなことよ。

さすが吾が子、このすばらしさを見て、いち早く察知して自分の住むべき場所を決めたのかと、親むかの目尻りはさがりつばなし。四方山にかかまされたメルヘンの町、この頃は暇さあればはてしなく広がる美林を探索して、まもなくおとすれる紅葉の季節を楽しみなでいる。
そして子供は雪が降ったらソリとスキーを買ってもらおうのだと張切っている。
澄んだ目に会うこと多き新任地

公職選挙法が改正になりました

く十月十四日から

「金のかからない選挙」は、明治二十三年選挙制度が設けられてから長い間のスロウガンであるが、その内容は、上は国会議員の選挙から、下は市町村議会議員の選挙にいたるまで、いまだに少しも解決されていない現状である。

そのため、昭和三十六年の第一次選挙制度改革案から今日まで、連座制の強化、短期特効の廃止、団体の第一次の寄附の制限、後援団体の寄附の禁止などを主な内容とする選挙違反の罰則強化と、選挙運動に関連した政治資金を規制する革新的な内容が出たが、有権者に対する政党間の利害得失の困惑から、その都度目的をみないで後退を余儀なくされてきている。腐敗した選挙の繰り返しが有権者を、政治不信、脱政党型の有権者が増加する結果をまねき、政教の近代化と共に、選挙運動のあり方に根本的なメスを入れなければならない事態に追い込まれている。

第七五国会においてこれが反映し、公職選挙法の一部改正する法律が成立しその十月十四日から施行されることになった。以下何回かにわたってその内容をおしらせたい。

広報ごじようめ

第287号

最近における選挙の実情にかんがみ、衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数について是正を行うとともに、選挙の腐敗を防止し、及びその公正を確保するため、供託金の引上げ、選挙公営の拡充、寄附、文書図画の掲示及び機関紙等の頒布の制限の強化並びに連座制の強化その他所要の改正を行う必要があるという理由から次のとおり公職選挙法、同法施行令、施行規則の一部が改正されました。

第一、衆議院議員の定数は正に關する事項。

一、次の各選挙区については、当分の間、次のとおり選挙区を分割し、それぞれに配当定員が定められることとなりました。

埼玉 玉県

第一区Ⅱ定員四人が、第一区定員三人、第五区定員三人となり

二人の増

千葉 県

第一区Ⅱ定員四人が、第一区定員四人、第四区定員三人となり三人の増

東京 都

第七区Ⅱ定員五人が、第七区定員四人、第十一区定員四人となり三人の増

神奈川 県

第一区Ⅱ定員五人が、第一区定員四人、第四区定員四人となり三人の増、又第三区定員五人が第三区定員三人、第五区定員三人となり一人の増

大阪 府

第三区Ⅱ定員四人が、第三区定員四人、第七区定員三人となり三人の増

二、次の各選挙区においては、選挙すべき議員の数が、当分の間次

のとおり改められることになりました。

東京都

第十区定員四人が五人となり一人の増

神奈川 県

第二区定員四人が五人となり一人の増

愛知 県

第一区Ⅱ定員三人が四人となり一人の増

第六区Ⅱ定員三人が四人となり一人の増

兵庫 県

第一区Ⅱ定員四人が五人となり一人の増

合計では二〇人の定員増となり定員四九一人から五一一人になります。

第二、供託金に関する事項。

一、衆議院議員の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

二、参議院議員(全国選出)の選挙

二〇〇万円(六〇〇万円)

三、参議院議員(地方選出)の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

四、都道府県議会の議員の選挙

二〇万円(六万円)

五、都道府県知事の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

六、指定都市の議会の議員の選挙

一五万円(五万円)

七、指定都市の長の選挙

六〇万円(二〇万円)

八、指定都市以外の市の議会の議員の選挙

一〇万円(三万円)

九、指定都市以外の市の長の選挙

二五万円(八万円)

十、町村長の選挙

二二万円(四万円)

(禁じられた行為)



出産・入学・卒業・就職などのお祝いにお金や品物をおくること

供託金の額が次のように引き上げられました。かつこ内は改正前の額です。

一、衆議院議員の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

二、参議院議員(全国選出)の選挙

二〇〇万円(六〇〇万円)

三、参議院議員(地方選出)の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

四、都道府県議会の議員の選挙

二〇万円(六万円)

五、都道府県知事の選挙

一〇〇万円(三〇〇万円)

六、指定都市の議会の議員の選挙

一五万円(五万円)

七、指定都市の長の選挙

六〇万円(二〇万円)

八、指定都市以外の市の議会の議員の選挙

一〇万円(三万円)

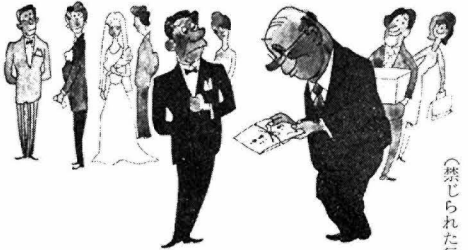
九、指定都市以外の市の長の選挙

二五万円(八万円)

十、町村長の選挙

二二万円(四万円)

(禁じられた行為)



結婚式のときに お祝いの お金や品物をおくること

・後援団体等の政治活動に関する文書図画の規制について

近年選挙のたび目につくようになつた後援団体等の政治活動に関する文書図画、特に「〇〇後援会連絡所」等は次のような規制を受ける事になりました。

一、立札及び看板の類で、政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとのその場所において通じて二を限り、掲示することが出来る。

政令で定める総数とは

一〇

①衆議院議員の選挙に係るもの

一〇〇

②参議院全国選出議員の選挙に係るもの

一〇〇

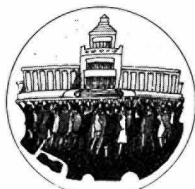
ただし、一の都道府県においては、③に定める数を超えることができない。



候補者1人の総選挙(昭和24年) 個人に初めて参政権が与えられ、選挙権は、25才から20才に上げられた



個人議員の登場 個人が参政権を得たことにより、個人議員と個人団体が一体となり新しい運動が展開されていった



公職選挙法公布(昭和25年4月) かつて個別の法律で規定されていた衆議院議員、参議院議員、地方公選団体の議会の議員および市長など公職の選挙に関する法律を統合した公職選挙法が公布された

(禁じられた行為)



開店祝い・落成式などのときに花輪などをわたること

③ 参議院地方選出議員又は都道府県知事の選挙に係るもの、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区は、一、当該都道府県内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合にはその一を増すこと、二を〇に加えた数

④ 都道府県の議員、市の議員、市の議員又は指定都市以外の市の長の選挙に係るもの

⑤ 指定都市の長の選挙に係るもの

⑥ 町村の議員の議員又は長の選挙に係るもの

二、政治活動のためにする演説会講演会、研修会その他これらに類する集会の会場において当該演説会等の開催に使用されるものも掲示することができま

な。立札及び看板の類で、政令で定める総数の範囲内であつてもその立札及び看板は統一〇センチメートル、横四センチメートルを超えてはならず、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしたものでなければ掲示す



町内会などの団体旅行の際 弁当やお酒をさし入れたり バス代などの費用を負担したりすること

(禁じられた行為)

第三 一般紙の頒布について

一、選挙に関する報道及び評論を掲載した一般紙の頒布につい

ことはできません。又、法定数の範囲内のものであつても当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所以外の場所には掲示することができません。

四、候補者の選挙広告を掲載した新聞紙の頒布については、選挙に関する報道及び評論を掲載した新聞紙と同様に選挙運動の期間中及び選挙の当日において当該新聞紙の定期購読者以外の者に対しては、有償でする場合に限り頒布できる。

(禁じられた行為)



選挙区からの陳情者などに 食事や飲物をだしたり おみやげをあげたりすること

・町村長の選挙 人数制 四四四四 固定額 四十七万円

・町議会議員の選挙 人数制 五三三三 固定額 三十一万円

・町議会議員の選挙 人数制 一四〇〇万円 固定額 一四〇〇万円

・町議会議員の選挙 人数制 八五〇万円 固定額 八五〇万円

・町議会議員の選挙 人数制 三三三 固定額 三三三

・町議会議員の選挙 人数制 二二二 固定額 二二二

・町議会議員の選挙 人数制 一〇〇 固定額 一〇〇

・町議会議員の選挙 人数制 九九 固定額 九九

・町議会議員の選挙 人数制 八八 固定額 八八

・町議会議員の選挙 人数制 七七 固定額 七七

・町議会議員の選挙 人数制 六六 固定額 六六

・町議会議員の選挙 人数制 五五 固定額 五五

・町議会議員の選挙 人数制 四四 固定額 四四

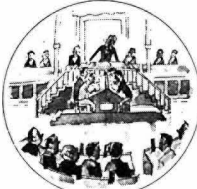
・町議会議員の選挙 人数制 三三 固定額 三三

・町議会議員の選挙 人数制 二二 固定額 二二

選挙のあゆみ



第1回参議院議員選挙 (1947年) 国民が初めて国政に参加 選挙権は年令満25才以上の男子で 選挙区別15円以上納めたものに限られていた



第1回衆議院議員選挙 (1946年) 参議院・衆議院からなる第1回国会の開会には 日本の国会政治の幕開けとなる



第1回普通選挙 (1945年) 大正14年に公布された普通選挙法による初めての選挙で 選挙権が25才以上の男子すべてに及ぼされた

第二〇回

秋田県造形教育研究会大会盛會裡に終る

去る十月九日、第二〇回秋田県造形教育研究会大会が、全県下から三百名の出席のもとに、五城目小学校と五城目保育園を会場にしておこなわれた。

この大会の主題は「感動のこもった豊かな表現をさせる指導の手だてはどうかあればよいか」であった。この主題の設定は、斎藤研究部長の言を借りるならば、現代っ子はくらしの中で、テレビを媒体として刺激的、画一的な情報をもろに受けている。子どもの心の奥にひそんでいる心をゆり動かすような環境づくりをすすめながら人間の叫びの場と機会を与え、文字にもことばにもならない主張を造形活動を通してひきだしてや



鹿兒島県高山町議一行来町
去る十月十三日、鹿兒島県高山(こうやま)町議会議員一行九名が、本町の農林行政一般について視察研修に来町した。伊藤助役、小玉総務部長等から町行政全般の説明があり、佐々木産業建設部長からは町の農林行政の施行状態について詳しい説明があった。高山町では目下土地基盤整備に着手しているが、明治時代に基盤整備したたんばをかかえており、農家に配分する段階でまきつが起ることを非常に心配していた。この点について本町では、多少問題はあるにしても、各部署で整備の必須条件のウエイトが大きいため、当事者間の話し合いで解決している例をあげていた。

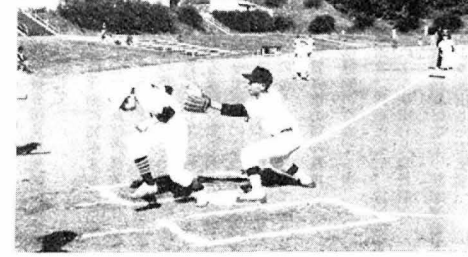


学童野球大会で

大川小学校チーム

優勝す

去る十月十二日、五城目小学校グラウンドにおいて、第一回五城目町学童野球大会がおこなわれた三校五チームによって試合が展開されたが、本命とみられていた五小Cチームが、伏兵大川小学校の広田投手に三点おさえられ、打つては三イニングで五本の得点をゆるすなど、果敢な攻守の前に敗れ去った。成績等は次のとおり。



- 五城目小 B 0011001
- 内川 小 000-122
- 五城目 C 10740-122
- (決勝)
- 大川 小 122000-35
- 五城目小 C 101100-35
- 優勝 大川小(初)
- 準優勝 五城目小 C
- 最優秀選手賞 広田孝司(大川)
- 敢賞賞権名和成(五小)
- 技能賞浅野英樹(大川)
- 優秀選手賞 八柳道明、北島寿
- 小林直樹、佐藤修(大川)
- (五小)



あなたは大丈夫？

特例納付期限まであと二カ月

- 生年月日及び年数
- ・大正五年四月一日以前に生まれたる人
- ・大正五年四月二日から大正六年四月一日までの人 十一年
- ・大正九年四月二日から大正十年四月一日までの人 十五年
- ・大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの人 二十年
- ・昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの人 二十四年
- ・昭和五年四月二日以降に生まれたる人 二十五年

町では現在四九三五人が国民年金に加入していませんが、中には掛金を納めなかった期間があるために、満期(六〇歳)までに納め続けても将来老齢年金をもらうことができない、という人も一部見受けられます。

国民年金の掛金は二年で時効となるため、普段は古い未納期間は納めることはできませんが、現在時効となった過去の未納金について、一カ月九〇〇円の掛金で納めることができる「特例納付」の制度が開かれています。

ですから、老齢年金をもらうことができないという人も、この制度を利用して老齢年金の権利を手に入れることができます。この特例納付ができる期間は、今年十二月三十一日限りとなっておりますので、あと二カ月しかありません。

したがって、過去の未納期間のある方は、この機会には是非完納していただきたいのです。

なお、老齢年金を受けるために必要な最低納付期間(保険料免除期間を含む)は次の表のとおりです。一年きざみですので、この表にない生年月日の方も簡単に数えられます。

● 生年月日及び年数

- ・大正五年四月一日以前に生まれたる人
- ・大正五年四月二日から大正六年四月一日までの人 十一年
- ・大正九年四月二日から大正十年四月一日までの人 十五年
- ・大正十四年四月二日から大正十五年四月一日までの人 二十年
- ・昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの人 二十四年
- ・昭和五年四月二日以降に生まれたる人 二十五年

今月は国民年金普及推進月間です。年金相談室をご利用ください。

町では県の協力を得て「国民年金相談室」を次のとおり開設します。これは「国民年金普及推進月間」の一環としておこなうもので、国民年金制度に対する疑問点や、内容を正しく理解してもらうためにも気軽に相談ください。

年金のことについてどんなことでも気軽に相談ください。

相談室の場所 五城目町農協会館二階

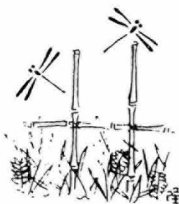
開設期間 十一月八日～十一日

相談をうける内容

- ・保険料の納入について
- ・年金の受給について
- ・年金への加入について
- ・農業者年金について
- ・その他年金に関すること

上樋口土納付組合に知事感謝状

上樋口土国民年金納付組合(組合長島井市朗)は、国民年金事業の推進に積極的にとりくみ、保険料の納付成績(八年間連続完納)や組織活動がすぐれているとして、このほど秋田県知事から感謝状をうけた。



おしらせ

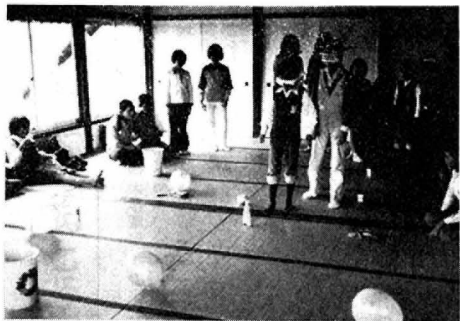
△保健衛生だより▽

精薄児の原因の一つ フエニールケトン尿症

フエニールケトン尿症の検査をしましょう

町では、生まれて一カ月位の赤ちゃんをフエニールケトン尿症から防ぐために、母子健康手帳交付と同時に、試験紙をお渡すしております。

赤ちゃんの尿でぬれたおむつを忘れないように検査して見ましょう！



ローターアクトの善意

五城目町ローターアクトクラブでは、発足以来災害遭厄をはげますつどいを催し続けてきたが、今年も去る十月五日に、福祉バス「泰山号」で島の麓「東由利高原」でナベッコ遠足をおこなった。

対象範囲も、五城目町、八郎潟町、井川町の三町に広げ、遺児保護者ともに五十名の参加者があった。

その善意は関係者から深く感謝されている。

▽どんな病気か

精神薄弱は遺伝だとか、生まれつきだとか、ばくぜんと云われていた時代は過ぎて近ごろはその原因がだんだん解明されて来ている。このフエニールケトン尿症による精神薄弱もその一つで原因がわかっていたので、検査も、治療も出来るようになり、生まれた時は正常だが、乳を飲んでいくうちにこのなかのアミノ酸をうまく処理出来なくなるので、だんだんと症状が現われてくる。

一カ月ごろから吐き気やふきげんが現われ、しばしば湿シンを伴なう。その後ケイトンを起したり毛や皮膚の色素が薄く白子のように、次第に知能の発達が遅れてくる。

この病気の約半数は血族結婚から生れるといわれている。これを防ぐには、尿のなかにフエニールケトンが出てくるかどうか調べればわかります。この検査

方法は簡単なので一カ月から二カ月ごろの間に診断がつく、診断がつけばフエニール、アラニンを含まないミルクを飲ませれば異常を食い止めることが出来ます。

これは約一万人に一人位の割合で生まれるといわれているが精神薄弱を食い止めることが出来る代表的なものの一つであることをお知らせします。

調停相談会の開催について

このたび秋田調停協会では、五城目町、五城目町農業協同組合の協賛を得まして調停相談会を開催することになりました。

調停相談会というのは、一、交通事故や公害による賠償問題、二、土地、建物の争い(境界争い、所有権の争い、土地、建物の賃借についてのもめごとなど)、三、金銭の貸借にからむ争い、四、家庭内のもめごと(離婚、離縁、相続、遺産の分割、その他)その他個人間のもめごとをどうしたら円満に解決できるかについて、調停委員、裁判所係官らいろいろ事情を聴いて解決のための指導助言をするためのものです。

現在問題をかかえていらっしゃる方、将来争いごとが起きそうなる方、その他親類、知人の困りごと相談のため気軽にこまめください。

日時 十一月九日(日) 午前十時から午後三時まで
場所 五城目町農協会館

秋田調停協会

秋季大掃除日程

馬場目地区

十一月四日(火)
門前 前10時 町村 後1時
帝釈寺 前9時半 蓬内台 後1時
水沢 前10時 小野台 後1時
平ノ下 後2時 合地 前10時
寺庭 前9時半 村後 一時
坊井地 前10時 恋地 後一時
杉沢 前10時

富津内、内川地区

十一月五日(水)

下山内 前9時半 上山 後一時
富田 前九時半 八内 前九時半
宮前 前九時半 脇乙 前九時半
御藏 後一時 脇乙 前九時半
落合 後一時 高千 前10時
北ノ口 前10時 小倉 前10時
黒土 後一時 半小川 前九時半
湯ノ又前九時半 浅見内前九時半

大川、面湯、馬川地区

十一月七日(金)

大川 前九時半 下樋口 前10時
石崎 後一時 西野 前九時半
谷地中 後一時 下高崎 前九時半
高崎 前10時半 上高崎 後一時
久保 後二時半 館越 前九時半
上樋口(下) 前十一時
(上) 後一時
樋口 後二時半 野田 前九時半
浦横町 後一時 岡本二区 前九時半
岡本一区 後一時

◎重点目標

・建物及びその敷地内の清掃(窓ガラスの掃除等も)
・ねずみの巣、通路などの除去及び不衛生害虫の除去
・下水、みぞ、汚水だめ及び便所等は掃除のうえ消毒し、清潔をはかる。

お気軽にしてください 人権擁護相談所開設

・とき 十一月十一日 午前十時午後三時
・ところ 五城目町役場 第三会議室

・擁護委員
佐藤勝太郎、小林米蔵、小熊正直
川村アヤ、加藤教誠、法務局職員

飲酒運転絶滅方法の原稿募集

飲酒運転の追放対策についてはこれまで県民の悲願として毎年県民総ぐるみ運動をくり返し展開してきたが、飲酒運転による悲惨な交通事故は依然としてあとを絶たず、本年八月末現在、酒酔い運転による死亡者は、十三年で死亡事故の第二位を占め、前年同期に比べて八人(一六〇%)増となっており、運転者のモラルの低さ、あるいは県民の悪習慣の根深さがうかがわれる。

これらの飲酒運転を徹底的に追放するためには、広く県民一人ひとりの自覚が必要であり、これが防止対策として必要により、県民一般から「飲酒運転絶滅方法」についての原稿を募集し、今後の安全運動あるいは指導取締りに活用し飲酒運転の絶滅を図りたい。

一、募集内容
こうすれば飲酒運転は絶滅できる。私には飲酒運転をしないためご注意ください。私を誘っている。私の地域(職場、家庭)では、こんな約束を実行し、成功している。

・入選作品五点には賞状並びに各一万円を贈呈する
・佳作 数点には各三千円の薄謝を贈呈する
・入選および佳作作品は県交通安全協会機関誌「交通安全」に掲載するほか、交通安全運動および各種集会などにおいて、周知徹底を図る。
また、県警察本部において指導取締りに活用する。

昭和三十七年十一月三十日
四、入選作品五点には賞状並びに各一万円を贈呈する

三、締切り
応募資格は問いません。原稿は四百字詰め五枚以内

二、応募資格 原稿枚数
応募資格は問いません。原稿は四百字詰め五枚以内

一、募集内容
こうすれば飲酒運転は絶滅できる。私には飲酒運転をしないためご注意ください。私を誘っている。私の地域(職場、家庭)では、こんな約束を実行し、成功している。

秋田市八橋字下八橋一九一
秋田県警察本部交通企画課
(電話二四一四一七―内線四二七)

七、主催 秋田県交通安全協会
後援 秋田県、秋田県警察本部

聴覚巡回相談
日時 昭和三十七年十一月十三日
午前十一時午後三時
場所 五城目町役場第三会議室
断の手帳交付は後の等級変更、補装具交付は診断再交付の相談
対象者 五城目町管内聴覚障害者
相談事項
・新たに手帳を必要とする者の診断
・断の手帳交付は後の等級変更、補装具交付は診断再交付の相談
・身障手帳(所事者)は必ず持参して頂くこと。印鑑を持参の事
受付 午前十一時午後一時まで
診断午後一時開始